

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和7年4月18日

東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁 令和7年第3号
- 2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和7年4月18日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲
 - (1) 支給対象犯罪行為が行われた期間
平成26年6月頃から令和元年11月頃までの間
 - (2) 支給対象犯罪行為の内容
飲食店経営者であった被告人が、同店従業員らと共謀の上、自己が経営する東京都港区内の飲食店において、真実は、被害者らが同店で高額の飲食をした事実はなく、同人らが高額の飲食代金を同人らのクレジットカードで精算する旨真意に基づき申し出た事実もなかったのに、同人らのクレジットカードを決済端末機に挿入し、インターネット回線等を介してクレジットカード会社管理のコンピュータに虚偽の売上データを送信し、同クレジットカード会社に同クレジットカードを使用して内容虚偽の飲食代金を精算することを承認させるなどし、被告人らと加盟店契約を締結するなどしているクレジットカード会社から委託を受けた会社が管理するコンピュータシステムを介するなどして、被告人が管理する法人名義の口座に振込入金させて同飲食代金を立替払いさせ、財産上不法の利益を得た行為。
- 4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
 - (1) 犯行場所飲食店名 「NYBAY (ニューヨークベイ)」
 - (2) 当時の犯行場所 東京都港区六本木3丁目14番14号VORT六本木Kaleidoビル (又は六本木314ビル) 3階
 - (3) クレジットカード利用店舗名 「UP-DO」「N.Y.T.S (New York Times Square)」「AMERICAN DINNING」「N.Y.C (NEW YORK CLASSIC)」「MANHATTAN VIEW SKYSCRAPERS LOUNGE」「Dinning Restaurant Bar Maximus rouge」「HARBORVIEW STAR」「RENAISSANCE」「PRINCE GARDEN」「Valentino New York Café (V.NY.C)」「Prominent Classic」
 - (4) 支払先口座名義 「合同会社XPERIA」「合同会社ACCESS」「合同会社WIN115」「合同会社BRAND」「合同会社GOLD UP115」「合同会社EXTANT」「株式会社グリーンロード」「合同会社UNIQUE」
- 5 開始決定の時点における給付資金の額 金131万9194円

6 支給申請期間 令和7年4月18日から令和7年6月17日までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

- (1) 裁判所名 東京地方裁判所
- (2) 裁判年月日 令和4年4月21日（令和5年6月1日確定）
- (3) 被告人の氏名 ホッセン リアット
- (4) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

飲食店経営者であった被告人が、同店従業員らと共謀の上、平成31年4月25日及び令和元年9月26日から同月27日の間、自己が経営する東京都港区内の飲食店において、真実は、被害者らが同店で高額な飲食をした事実はなく、同人らがその高額な飲食代金を同人らのクレジットカードで精算する旨真意に基づき申し出た事実もなかったのに、同人らのクレジットカードを決済端末機に挿入し、インターネット回線等を介してクレジットカード会社管理のコンピュータに虚偽の売上データを送信し、同クレジットカード会社に同クレジットカードを使用して内容虚偽の飲食代金を精算することを承認させるなどし、被告人らと加盟店契約を締結するなどしているクレジットカード会社から委託を受けた会社が管理するコンピュータシステムを介するなどして、被告人が管理する法人名義の口座に振込入金させて同飲食代金を立替払いさせ、財産上不法の利益を得るとともに、その犯罪収益等の取得事実を偽装した。

（罪名） 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）

〒100-8903 東京都千代田区霞が関1-1-1
東京地方検察庁総務部犯罪被害財産支給手続担当
電話番号 03-3592-5611（代表）内線4392

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。